

中学生が「議会」を体験 ～南阿蘇中学校3年生「子ども議会」～

10月9日、南阿蘇中学校3年生による「子ども議会」が役場議場で行われました。

これは、議会・行政の意義や仕組みを理解してもらうことなどを目的として、3年生の「総合」の授業の一環として開催したもの。「子ども議会」に先立ち、9月6日には実際の議会の傍聴も行っています。

議長・議員席に座った16人の生徒たちは、議会一般質問形式で、村の福祉や観光、まちづくりなど多岐にわたる行政の取組みについて、首長や各課長、教育委員会などに質問・提案を行い、村が答弁しました。

今回の学習内容は、10月27日の学習成果発表会でも報告が行われました。



①②実際の議会を傍聴した生徒たち ③④⑤「子ども議会」当日は生徒たちが議長・議員の役割を体験し、村へ質問や提案を実施

裁判員制度 ～まもなく名簿記載通知を発送します！～

☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿をもとに、全国の地方裁判所で作成されます。

令和2年の名簿に登録される人数は、全国で約23万2,800人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約455人に1人）。



☆裁判員候補者名簿記載通知について

令和2年の裁判員候補者名簿に登録された方には、今年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします。この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも、裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。